

## 特定教育・保育施設に係る「みなし確認(利用定員の設定)」(案)について

子ども・子育て支援新制度では、施設型給付費の支給に係る施設について、子ども・子育て支援法第31条第1項の規定に基づく特定教育・保育施設としての確認が必要であり、現行の幼稚園及び保育所についても、同法附則第7条の規定により市町村が「みなし確認」を行い、利用定員を設定することになっています。

その際、同法第31条第2項の規定により、特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くこととなっていることから、幕別町次世代育成支援対策地域協議会の意見を聴くものです。

### 保育所

園名	公私の別	認可定員	利用定員(案)			
			2・3号合計	2号	3号(0歳)	3号(1・2歳)
幕別中央保育所	公立	90人	90人	60人	5人	25人
札内さかえ保育所	公立	120人	120人	80人	7人	33人
札内北保育所	公立	90人	90人	60人	4人	26人
札内青葉保育所	公立	90人	90人	60人	4人	26人
札内南保育園	私立	120人(※)	120人	80人	10人	30人

※ 札内南保育園の認可定員は、現在90人であるが、平成27年4月から120人へ変更予定。

### 幼稚園

園名	公私の別	認可定員	利用定員(案)
			1号
わかば幼稚園	公立	130人	130人

## 【参照条文】子ども・子育て支援法(抜粋)

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む、附則第7条において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- (1) 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - (2) 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - (3) 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

(特定教育・保育施設に関する経過措置)附則

第7条 この法律の施行の際現に存する就学前子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の規定による改正前の認定こども園法第7条第1項に規定する認定こども園(国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。)、幼稚園(国の設置するものを除き、施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。))又は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)第6条の規定による改正前の児童福祉法(次条及び附則第10条第1項において「旧児童福祉法」という。)第39条第1項に規定する保育所(施行日において現に法人以外の者が設置するものを含む。))については、施行日に、第27条第1項の確認があつたものとみなす。ただし、当該認定こども園、幼稚園又は保育所の設置者が施行日の前日までに、内閣府令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。